

一、二ヶ月以上 一五〇円以下	四割 二〇〇円左前
一五〇円以上 一八〇円以下	三割五分 二三〇円左
一八〇円以上 二〇〇円以下	三割 二五〇円左
二〇〇円以上	二割五分

五、^七 解雇手當制定件

- 山 六ヶ月未満者 日給三十日分
- 山 一ヶ年未満者 左 七十日分
- 山 一ヶ年以上三ヶ年未満者 四ノ項三ヶ
月ヲ増スルニ日分ヲ加算スルニト
- 山 三ヶ年以上五ヶ年未満者 四ノ項三ヶ
月ヲ増スルニ日分ヲ加算スルニト

平素ノ勉勵收進能率等獎勵ノ上最良
四十美ヨリ最低五美迄ノ範圍ニテ百五十
二名中百四十一名昇格セリト
但シ四十美・三十五美ノ層ハ四十五人ニシテ
多クハ十美十五美俸處大體ノ割弱
均ノ昇格

- 一、三ヶ月以内ノ元ハ日給十七日
- 一、六ヶ月以内ノ元ハ日給 二十五日
- 一、一ヶ年未満ノ元ハ 五十日
- 一、一年以上五年未満ノ元ハ月々増スルニ
二日給ニ日合増

七、^七 昇格
今日件ニ関シ犧牲者ヲ出サレト
希望條件

今後會社ニ於テ上階級(假名位名等)
ヲ達スル場合ハ事務者中ヨリ各名ノ
候補者ヲ選奉シ内一名ヲ會社ニ於テ
任名スルト

(市村市提出)

七、^七 昇格

認メ難シ

(本月亦昇格)